

第53回
東京地方裁判所委員会

(令和3年6月22日開催)

議事録

東京地方裁判所委員会（第53回）議事概要メモ

（東京地方裁判所委員会事務局）

第1 日時

令和3年6月22日（火）午後3時30分～午後5時00分

第2 場所

大会議室（東京高等・地方・簡易裁判所合同庁舎）

第3 出席者

（委員） 後藤博（委員長）、市川充、大田晃央、折原健太、坂本かよみ、澤田千津子、島田一、白井智之、陣内紀恵、高瀬浩造、田中伸一、坪田郁子、内藤順也、早瀬保行、福島永子、増田径子、松本利幸

（事務局）東京地裁民事首席書記官、同刑事首席書記官、同事務局長、東京簡裁事務部長、東京地裁総務課長、同総務課課長補佐、同総務課庶務第一係長（プレゼンター）

谷口 安史 東京地裁民事第20部部総括裁判官

第4 議題

「調停制度について—医療調停・知財調停・企業の私的整理に関する特定調停」

第5 配布資料

- ・ 谷口安史裁判官作成「調停制度について～医療調停・知財調停・企業の私的整理に関する特定調停～」と題するパワーポイントのプリント及び別紙「審理モデル」と題する資料

第6 議事

1 開会

2 新任委員の紹介（折原委員、坪田委員）

3 議題（発言者の大まかな発言の内容を参考に記載した。）

【発言者の表示=◎：後藤委員長，○：委員，■：谷口裁判官（プレゼンター）】

「調停制度について～医療調停・知財調停・企業の私的整理に関する特定調停～」と題するパワーポイントを利用して、谷口裁判官から説明を行った後、以下のとおり質疑応答があった。

○ 調停で合意により解決できるのはどのような事件なのか。

■ 企業間で特許や商標が侵害され交渉したが損害額について合意ができない事案、あるいは特許の効力という前提問題に争いがありそれが解決できない事案について、調停委員会の見解を前提に紛争解決がされていると聞いている。全体の知財紛争からすると、数は多いわけではないが、一定のニーズはあると考えている。

特定調停の予納金の低額化について補足すると、以前は、事案によってはかなりの費用が必要だったが、民事再生を申し立てる際の予納金を参考に基準を作ってそれを公表した。

- インターネット社会においては、企業と消費者の間、消費者と消費者の間といった様々な場面で、様々な権利が侵害されるので、専門性が高い分野の紛争を解決する新しい仕組みとして重要なことだと思う。

調停制度は司法が市民に寄り添う制度なので、裁判にはない大切な機能があると感じている。新しい制度でより多くの人がトラブルを解決できるよう、裁判所には調停の利用について広報をしてもらいたい。

- 知財調停で解決した事案の中には、著作権侵害、肖像権侵害などの事案もある。ますます使いやすい制度にすべく、努力を続けて参りたい。

- 企業の私的整理に関する特定調停は、件数が少ないとのことだが、コロナも収まって件数が増えてくれば意義があると思うが、この制度はそもそも債権者や債務者としてどういった人を想定して運用しているのか。

- 企業の私的整理においては、問題となるのは金融機関からの借入れであり、取引先の債務は払っていく必要はあるが、金融機関に対しては払えないという場合が多い。金融機関以外の取引債務が払えない場合には、民事再生など法的な倒産手続によることになろうかと思う。したがって、特定調停の対象としては、金融機関を債権者とする金融債務が想定されている。最近では、いわゆる裁判外の私的整理手続も充実していて、事業再生ADR、支援協議会などもあるが、それらを経たものうまくいかなかったときに裁判所が関与するという場面が一番想定されている。

- 裁判所の調停は、確定判決と同じ効力がある強力な紛争解決手段であり、通常の訴訟では早くても1年とか1年半かかるのに比べ、早期に紛争解決ができて便利でよい。それにもかかわらず数はそれほど増えていないが、裁判所から見えていない理由について、考えがあればおうかがいしたい。

- 民事調停全体について検討しているわけではないが、専門調停については、もっと利用してもらえる下地はあるのではないかと考えている。それが数に結びついていない理由の一つに、そういう手続があることが周知されていないというのであれば、周知の努力をしていきたい。徐々に利用が増えていけば、経験された弁護士の方を通じてさらに利用が増えていくことを期待したい。

もっとも、非常に紛争性が高いものや、金額が高額なものについては、調停で短期間に解決するのは難しいというのも事実である。調停に適した紛争を見極め、それも踏まえた周知・広報が必要と考えている。

- ◎ 訴訟事件の中にも、数は多くはないが、調停を早期にやっていたら、紛争が早期に解決できたのではないかとと思われる事件もあるという印象である。

- 今日の説明内容は専門部の事件であるが、通常部でも、当事者に話し合いの余地があり、専門家の力を借りながら解決していきたいものについて、調停に付して解決した事件が何件もある。仮に、調停で合意に至らず訴訟手続に戻ってきたとしても、調停の経緯や調停委員会の意見を踏まえ、証拠調べをしてもほぼ同じような結論になるという見

通しの下に、調停案とほぼ同じ内容で和解が成立したという経験もある。そういう意味でも、調停は非常に有効な制度であると実感している。

- 医療の紛争といえば、患者が被害者の場合が多く、訴訟はハードルが高く、あきらめることも多い。医療ADRという制度が周知されているが、医療調停は件数を見ても、一般の人が知っているか疑問を感じる。裁判所としてどういう周知をしているか。今後の方向性があれば教えて欲しい。
- 医療紛争に関しては、医療ADRが利用され、話し合いがつく事案が多いと聞いているので、調停として裁判所に持ち込まれていないのではないかと思われる。医療調停は、知財調停や企業の私的整理に関する特定調停と比べ、裁判所の広報活動が十分ではないと感じたので、周知を検討していく必要はあると思う。
- 医療事故に関しては、責任については争いが無いが損害賠償額については合意が得られない事案について、医療調停が機能するのであれば、非常に意義がある。
- 新しい紛争解決手段が増えるのはいいことである。ただ、使われないと意味がない。手続を選択するのは弁護士になるので、弁護士にどのように周知していくのかが課題かと思う。労働審判制度については、東京地裁と三弁護士会で、今でも年に1回研究会をやっていると聞いている。破産再生部も同様と聞いている。このように、新しい制度を作ったときに弁護士会と協議の場を設けて欲しいと思う。

第7 次回のテーマ等について

次回のテーマは「裁判員の選任手続について」(仮題)

第8 次回の開催期日について

令和3年10月11日(月)午後3時30分